

納税環境整備に向けた主な施策

公布年	主な施策		
平成15年	・租税条約に基づく情報収集制度の創設	平成28年	・クレジットカードによる国税の納付制度の創設 ・マイナンバー記載の対象書類の見直し ・加算税制度の見直し（調査通知後における加算税の見直し、繰り返し無申告等の加重措置の導入） ・スキヤナ保存の手続要件の見直し（スマホ保存の可能化等）
平成16年	・電子申告・電子納税の運用開始 ・帳簿書類の電子データ保存制度のスキヤナ保存への対応	平成29年	・国税犯則調査手続の見直し ・災害等による期限延長制度における延長手続の拡充（対象者の範囲を指定した期限延長可能化）
平成17年	・国民年金保険料の納付証明書の添付義務化	平成30年	・電子化促進措置（法人の電子申告義務化、年末調整手続の電子化等） ・e-Taxによる処分通知等の範囲の整備（対象処分通知等の告示、更正の請求に係る更正等が新たに対象化） ・参加差押えをした行政機関による換価執行制度の創設
平成18年	・給与の源泉徴収票等の電子交付 ・期限内納付があった場合の無申告加算税等の不適用制度の創設 ・無申告加算税の割合の引上げ（一律15%⇒15%・20%）	平成31年（令和元年）	・情報照会手続の整備（事業者等への協力要請・報告の求めの導入） ・番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置 ・電子帳簿保存及びスキヤナ保存制度の申請手続の簡素化等（申請期限の緩和、スキヤナ対象書類の範囲拡充）
平成19年	・電子化促進措置（第三者作成書類の添付省略、代理送信の場合の本人の電子署名省略等） ・コンビニ納税制度の創設 ・公売手続の円滑化（インターネット公売等）	令和2年	・電子帳簿等保存制度の見直し（電子請求書等のクラウド保存を追加） ・国外財産調書制度等の見直し（国外財産の取得等に係る書類を納税者が提示・提出しない場合は加算税を加重） ・国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し ・利子税・還付加算金等の割合の引下げ（貸出約定平均金利+0.5%）
平成20年	・事前照会に対する文書回答手続の改善 ・電子化促進措置（添付省略書類の拡大、ダイレクト納税制度の創設） ・国外送金等調書の提出基準の引下げ（200万円超⇒100万円超）	令和3年	・税務関係書類における押印義務の見直し ・電子帳簿等保存制度の見直し（承認制度の廃止、保存要件の抜本的見直し、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設、電子取引の電子保存義務化等） ・納税管理人制度の拡充 ・国際的徴収回避行為への対応（滞納処分免脱罪の適用対象の整備等） ・スマホアプリによる国税の納付制度の創設
平成22年	・脱税に係る法定刑の引上げ等（5年⇒10年、500万円⇒1,000万円）	令和4年	・帳簿の不保存・記帳不備に係る過少申告加算税等の加重措置の整備 ・財産債務調書制度等の見直し（提出期限：3月15日→6月30日、資産10億円以上の者を提出義務者に追加） ・証拠書類のない簿外経費への対応
平成23年	・「故意の申告書不提出によるほ脱犯」及び「消費税の不正受還付罪の未遂罪」の創設 ・電子化促進措置（一定枚数以上の法定調書の光ディスク等による提出義務化） ・税務調査手続に係る現行運用上の取扱いの明確化 ・更正の請求期間の延長（1年⇒5年）等 ・全処分（不利益処分・拒否処分）の理由附記対象化 ・白色申告者の記帳義務化	令和5年	・電子帳簿等保存制度の見直し（優良な電子帳簿の対象帳簿の範囲の見直し、電子取引の電子保存に係る猶予措置の整備） ・高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ ・連年無申告に対する無申告加算税等の加重措置の整備 ・ダイレクト納付の利便性の向上 ・滞納処分に関する調査手続等の見直し（帳簿書類その他の物件の提示・提出を求める権限及び留置き権限の整備、事業者等への協力要請の整備等）
平成24年	・国外財産調書制度の創設（合計5,000万円超の国外財産を有する居住者）	令和6年	・GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上 ・処分通知等の電子交付の抜本的拡充 ・更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備 ・不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備
平成25年	・延滞税等の見直し（特例基準割合を「公定歩合+4%」⇒「貸出約定平均金利+1%」に変更） ・社会保障・税番号制度導入に伴う所要の税制上の措置（申告書や法定調書等への「番号」記載等）		
平成26年	・猶予制度の見直し（納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設等） ・国外証券移管等調書制度の創設 ・国税不服申立制度の見直し（行政不服審査法の見直しへ対応し、直接審査請求可能化等）		
平成27年	・財産債務調書制度の創設（財産債務明細書を改組） ・金融機関における預貯金情報の管理制度の創設（「番号」による管理制度の創設） ・国税関係書類に係るスキヤナ保存制度の要件緩和（3万円以上の領収書等を対象に追加等） ・電子化促進措置（イメージデータによる添付書面の提出等）		